

身体的拘束等の適正化のための指針

社会医療法人 寿 量 会
介護老人保健施設清雅苑

令和 7 年 4 月 1 日

1. 総則

この指針は、介護老人保健施設清雅苑における、「QOLとノーマライゼーションの実現という施設の理念の基、人間としての尊厳を尊重するという観点から、身体拘束は行わない」ということを基に身体的拘束等の適正化を図り、利用者に対して、安全かつ質の高い介護老人保健施設清雅苑・医療を提供する体制を確立するために必要な事項を定める。

2. 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的被害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

（１）職員の責務

当施設の職員は、進退拘束に関する知識を持ち、日常的なケアにおいて利用者の安全を確保一般し、利用者の身体的・精神的状態の把握を行い、職員全体が身体拘束を行わないことを認識する。

（２）身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を禁止とする。

（３）身体拘束等を行う基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の３要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

①切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性

身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。

③一時性

身体拘束等が一時的であること。

（４）日常的支援における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことを取組む。

① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。

② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。

③ 利用者の思いをくみ取る、利用者の移行に沿った支援を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。

④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。

⑤ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束等適正化委員会において検討する。

⑥「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努める。

(5) 情報開示

本指針は公表し、利用者等からの閲覧の求めには速やかに対応する。

3. 身体拘束等廃止に向けた体制

(1) 身体拘束等適正化委員会の設置

身体拘束の廃止に向けて身体拘束等適正化委員会を設置し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

①委員会の検討内容について

(ア) 身体拘束に関する情報の収集と状況確認

(イ) 施設内で身体拘束があった場合の緊急やむを得ない場合の対応策に関する事

(ウ) 身体拘束等の適正化検討マニュアル等の整備に関する事

(エ) 職員を対象とした身体拘束等適正化に関する研修の実施に関する事

(オ) その他、当施設内の身体拘束等適正化のために必要な事項に関する事

②委員会の構成員について

管理者、現場責任者、従業者等で構成をおこなう。

委員会は上記構成員をもって構成するほか、必要に応じてその他職種職員を参加させることができることとする。

③委員会の開催について

原則として、2ヵ月に1回開催する。但し、緊急または、これ類した開会の必要が生じた時は、委員長が委員を招集し、臨時的に行うことができる。

④テレビ電話等の装置活用について

委員会の開催にあたり、感染状況やなんらかの事情により招集できない場合は、リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器を使用し委員会の開催をおこなう。

その場合厚労省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守する。

(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行うこととする。

① 利用前

(ア) 事前の情報で緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は身体拘束等適正化委員会にて協議する。

(イ) 身体拘束等の内容、時間等について、個別支援計画等に記載し、利用者及び家族に対し現場責任者が説明を行い、「身体拘束・行動制限に関する説明書」（様式 1）を以て同意を得る。

② 利用時

利用中の経過から緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、身体拘束等適正化委員会において実施件数の確認と身体拘束等をやむを得ず実施している場合（解除も含む）については協議検討し、議事録に残す。

③ 身体拘束等の継続と解除

(ア) 身体拘束等を行っている間は日々経過観察を行い、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・検討記録」（様式 2）を用いて、身体拘束発生時にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

(イ) 身体拘束等適正化委員会において協議し、継続か廃止かの検討を行う。

(ウ) 身体拘束等継続の場合は、引き続き日々の経過観察を行い、「身体拘束経過記録」（様式 3）に記録する。

(エ) 身体拘束等解除の場合は即日、現場責任者より家族に身体拘束等解除について説明し同意を得る。

④ 緊急時

(ア) 緊急やむを得ず身体拘束等を行うときは、職員同士で協議し緊急やむを得ない理由をケース記録に記録する。その後の事は身体拘束等適正化委員会において協議する。

(イ) ②家族への説明は翌日までに現場責任者が行い、同意を得る。

⑤ 身体拘束等の報告方法

(ア) 施設内で発生した身体拘束等に関する事項はすみやかに管理責任者へ報告するとともに、様式 1 から様式 3 への記載を行う。

(イ) 身体拘束等に関する事項の報告はすみやかに身体拘束等適正化委員会への報告を行う。緊急性に関する事項は、現場責任者はただちに委員会の招集を行う。

(ウ) 月に 1 回、熊本市介護事業指導課へ報告を行う。その際、参考様式を使用する。

4. 身体拘束等に向けた各職種の役割

身体拘束等の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、多職種協働を基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応する。

(1) 事業者責任者：施設長

身体拘束廃止・適正化の検討に係る全体責任者

(2) 管理責任者：看護主任

① 身体拘束等適正化委員会の統括管理

② 支援現場における諸課題の統括管理

- ③ 身体拘束等廃止に向けた職員教育
- (3) 現場責任者：看護副主任及び介護主任（リスクマネージャー）
 - ① 家族、相談支援専門員との連絡調整
 - ② 本人の意向に沿った支援の確立
 - ③ 施設のハード・ソフト面の改善
 - ④ 記録の整備
- (4) 従業者：上記以外のその他の多職種
 - ① 拘束がもたらす弊害を正確に認識する。
 - ② 利用者の尊厳を理解する。
 - ③ 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
 - ④ 利用者個々の心身の状況を把握し基本的ケアに努める
 - ⑤ 利用者とのコミュニケーションを充分にとる
 - ⑥ 記録は正確かつ丁寧に記録する

5. 身体拘束等廃止・適正化のための職員教育、研修

全ての職員に対して、身体拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発を行い、人権を尊重したケアの励行を図る。

- (1) 年間研修計画に基づく定期的な教育・研修（年 2 回以上開催）の実施。
- (2) 新任者採用時は、新任者のための身体拘束等の適正化のための研修を実施。
- (3) その他必要な教育・研修の実施。
 - ① 認知症ケア研修会への参加（施設内外）
 - ② 熊本高齢者の抑制を考える会研修会への参加
 - ③ 認知症ケア、身体拘束、権利擁護に関する研修かいへの参加（施設内）等
- (4) 上記教育・研修の実施内容については記録を残す。

6. 小委員会の開催

認知症ケア委員会を身体拘束等適正化委員会の小委員会として身体拘束等の適正化について毎月開催し、次ぎに掲げる事項について検討する。

- (1) 施設全体で身体拘束を行わないためのケアの工夫に対する検討
- (2) 認知症ケアの取り組みについての計画作成
- (3) 身体拘束に該当するものが生じた場合、身体拘束等適正化委員会の委員長に報告をする。

7. その他

- (1) 記録の保管

施設内における身体拘束適正化検討委員会の審議内容等に関する諸記録は 5 年間保

管する。

（２）指針の閲覧

入所者等の求めに応じて、公表して閲覧を行うことができる。その際は身体拘束等適正化委員会で公表の日時、場所等の状況の報告を行う。

（２）指針等の見直し

本指針及び身体拘束等廃止に関するマニュアル等は身体拘束等適正化委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

附 則

この指針は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。